

建設工事設計変更ガイドライン (建築工事編)

令和4年5月

千曲市

目 次

I	設計変更ガイドライン	
1	ガイドラインの目的	1
2	設計変更の基本事項	2
	(1)適用	2
	(2)用語の定義	2
3	設計変更に関する留意事項	3
	(1)受注者の留意事項	3
	(2)発注者の留意事項	3
4	設計変更が不可能な場合	4
	(1)受注者が独自に判断して施工した場合	4
	(2)発注者からの回答前に施工した場合	4
	(3)受注者の都合による施工方法等の変更	5
	(4)所定の手続きを経していない場合	5
	(5)正式な書面によらない場合	5
5	設計変更が可能な場合	6
	(1)契約書第 18 条 (条件変更等) に該当する場合	6
	(2)契約書第 19 条 (設計図書の変更) に該当する場合	10
	(3)契約書第 20 条 (工事の中止) に該当する場合	11
6	設計変更手続き	12
	(1)設計変更の手続きフロー(全体)	12
	(2)設計変更の手続きフロー(契約書第 18 条関係)	13
7	関連事項	14
	(1)仮設・施工方法等の「指定」「任意」について	14
	(2)設計図書の訂正又は変更	15
	(3)工事監理業務について	15
	(4)数量公開について	15
8	施工条件明示について	16
II	工事一時中止ガイドライン	
1	工事一時中止ガイドラインの運用	19
	(1)工事の現状及び課題	19
	(2)工事一時中止について	19
2	工事の一時中止に係る基本フロー	20
3	発注者の中止指示義務	21
4	工事の中止をすべき場合	22
5	中止の指示・通知	23
	(1)発注者の中止権および発注者との協議	23
	(2)工事の中止期間	23
6	基本計画書の作成	24
	(1)基本計画書作成指示	24
	(2)基本計画書の記載内容	24
7	請負代金額又は工期の変更、増加費用の負担	25
	(1)請負代金額の変更	25
	(2)増加費用の負担	25
	(3)工期の変更	25
8	増加費用の考え方	26
	(1)本工事施行中に中止した場合	26
	(2)契約後準備着手前に中止した場合	27
	(3)準備期間に中止した場合	28
9	増加費用の内訳書及び事務処理上の扱い	28
	(1)増加費用の内訳書における取扱い	28
	(2)増加費用の事務処理上の取扱い	28

I 設計変更ガイドライン

1 ガイドラインの目的

千曲市は、市民の生活や経済活動の基盤となる道路、河川、公園、学校、その他施設などの様々な社会資本整備・維持管理をするため、毎年多くの工事を実施している。

工事は、地形、地質、天候などの自然条件や騒音、振動、交通の確保など社会的な制約条件の中で完成させるため、十分に精査したうえで発注を行っており、それでもなお、予見できない事態などが発生し、設計変更や契約変更が避けられない場合が多くある。

改正された「公共工事の品質確保の促進に関する法律（以下「品確法」という。）」の基本理念には、「公共工事等における請負契約（下請契約を含む。）の当事者が、各々の対等な立場における合意に基づいて、市場における労務の取引価格、健康保険法等の定めるところにより事業主が納付義務を負う保険料等を的確に反映した適正な額の請負代金及び適正な工期を定める公正な契約を締結」が示されているとともに、「設計図書に適切に施工条件又は調査等の実施の条件を明示するとともに、設計図書に示された施工条件と実際の工事現場の状態が一致しない場合、設計図書に示されていない施工条件又は調査等の実施の条件について予期することができない特別な状態が生じた場合その他の場合において必要があると認められるときは、適切に設計図書の変更及びこれに伴い必要となる請負代金の額又は工期等の変更を行うこと」が規定されている。

千曲市では、この品確法及び建設工事標準請負契約約款（以下「契約書」という。）等を踏まえて、発注者と受注者がともに設計変更について十分に理解し、設計変更が適切かつ円滑に実施されるよう、本ガイドラインを策定する。

なお、本ガイドラインは、関係法令や諸基準等の改正などを踏まえ、随時、変更していくものとする。

2 設計変更の基本事項

(1) 適用

本ガイドラインは、千曲市が発注する建設工事のうち、「建築工事」「電気設備工事」「機械設備工事」「建築物解体工事」に適用する。

(2) 用語の定義

- ① 設計図書 「別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書」
全ての設計図書は相互に補完する。ただし、設計図書間に相違がある場合の優先順位は次のアからオの順番のとおりとする。
 - ア 質問回答書
 - イ 現場説明書
 - ウ 特記仕様書
 - エ 別冊の図面
 - オ 標準仕様書
- ② 設計変更 契約書第 18 条(条件変更等)又は第 19 条(設計図書の変更)の規定により図面または仕様書を変更することとなる場合において、契約変更の手続きの前に当該変更の内容をあらかじめ発注者が受注者に指示することをいう。
- ③ 契約変更 契約書第 24 条(工期の変更方法)又は第 25 条(請負代金額の変更方法等)の規定により協議し、工期又は請負代金額の変更の契約を締結することをいう。
- ④ 軽微な設計変更 次に掲げるものをいう。
 - ・構造、工法、位置、断面等の変更で重要なもの以外
 - ・変更見込金額が請負代金額の 20%以下のもの
- ⑤ 書面 発行年月日が記載され、署名又は捺印された文書をいう。
- ⑥ 承諾 受注者が監督員に対し、書面で申し出た事項について監督員が書面をもって了解することをいう。
- ⑦ 指示 監督員が受注者に対し、工事の施工上必要な事項を書面によって示すことをいう。
- ⑧ 協議 協議事項について、監督員と受注者が結論を得るために合議し、その結果を書面にて残すことをいう。

3 設計変更に関する留意事項

(1) 受注者の留意事項

- ① 受注者は、契約書第 18 条第 1 項に該当する事項等を発見したときは、その事実が確認できる**資料を書面により監督員に通知し、確認を求める。**
- ② 受注者は、設計図書等に疑義が生じた際には監督員と協議を行う。
ただし、発注者は、協議内容によっては各種検討・関係機関調整が必要となるなど、受注者の意見を聴いたうえで回答までの期間をやむを得ず延長せざるを得ない場合もあることから、受注者はその協議すべき事実が判明次第、できるだけ**早い段階で協議を行う。**
- ③ 受注者は、指示書・協議書等の書面による**回答を得てから施工する。**

(2) 発注者の留意事項

- ① 発注者は、契約書第 18 条第 2 項の規定による調査を行った場合、第 3 項の規定により、その結果を取りまとめ調査の終了後 14 日以内に受注者に通知する。
- ② 発注者は、関係部局との調整後、速やかに**書面による指示・協議等を行う。**
- ③ 当初設計の考え方や設計条件を再確認して、設計変更の「協議」にあたる。
- ④ 当該事業（工事）における**設計変更の必要性を明確にする。**
(規格の妥当性、変更対応の妥当性を明確にする。)
- ⑤ 変更見込金額が請負代金額の 30%を超える工事は、原則、別途契約とする。
ただし、30%を超える工事であっても、現に施工中の工事と分離して施工することが著しく困難なもの(分離により、施設の運営開始の遅れが生じるなど、市民益の損失を招く場合を含む)で、一定金額以上の工事に関しては、建設工事請負人選定委員会に諮る。(P12 フローチャート参照)
- ⑥ 設計変更に伴う契約変更の手続きは、その必要が生じた都度、遅滞なく行う。
ただし、軽微な設計変更に伴うものは、工期の末（債務負担行為に基づく工事にあつては、各会計年度の末及び工期の末）に行うことをもって足りるものとする。
- ⑦ 一つの工事現場において、**複数の契約に基づく工事が実施される場合**には、一工事の設計変更を行う際には、関連するその他の工事の設計変更についても検討する。

4 設計変更が不可能な場合

次の場合は、原則として**設計変更には該当しない**。ただし、契約書第 27 条(臨機の措置)による対応の場合はこの限りでない。

(1) 受注者が独自に判断して施工した場合

(解説)

- 設計図書に定めのない事項において、発注者と「協議」を行わない又は発注者からの「指示」等の通知がない状況で、受注者が独自に判断して施工を実施した場合は、設計変更の対象とならない。
- 受注者が設計図書に条件明示のない事項を発見した場合は、契約書第 18 条第 1 項に定められたとおり、監督員に書面をもって確認を求める必要がある。
- 公共建築工事標準仕様書において設計図書の優先順位が定められているが、当該不一致が設計図書の誤謬又は脱漏など他の理由によることもあるため、図面、仕様書、現場説明書等の不一致が発見されたときは、受注者は、必ず着手前に監督員に確認する必要がある。

(2) 発注者からの回答前に施工した場合

(解説)

- 発注者に対し協議を行っているが、発注者からの回答の前に施工した場合は、設計変更の対象とならない。
- 協議の回答は、契約書第 18 条第 3 項に定められたとおり、発注者から受注者へ、調査の終了後 14 日以内に書面をもって回答（通知）することになっている。ただし、協議の内容によっては各種検討や関係機関との調整が必要など、受注者の意見を聞いたうえで回答までの期間を延長することがある。
- 受注者は、契約書第 18 条第 1 項に該当する事実を発見次第、速やかに監督員に確認を請求することが重要である。

(3) 受注者の都合による施工方法等の変更

(解説)

- 受注者が設計図書に明示された材料、規格、仕様等の基準以上の施工を提案し、監督員の承諾等で施工した場合は設計変更の対象にならない（設計変更対象となる旨を明記していない指示又は承諾の場合）。
- 設計図書と工事現場の不一致や条件明示のない事項等の場合は、契約書第18条による協議をする必要がある。
- 安易に承諾での施工は行わないことが重要である。

(4) 所定の手続きを経ていない場合

(解説)

- 公共建築工事標準仕様書の各章に規定されている監督員の承諾、指示、協議等（書面によることを原則とする）を踏まえないで施工を実施した場合は対象とならない。

(5) 正式な書面によらない場合（口頭のみでの指示や了解により施工した場合）

(解説)

- 書面による指示または協議の回答がなく、口頭のみによる指示・了解により施工した場合は、設計変更の対象とならない。
- 受注者は、発注者からの書面による指示又は協議の回答を得るまでは施工してはならない。
- 発注者は速やかに書面による指示または協議を行う必要がある。

5 設計変更が可能な場合

次の場合は、所定の手続きを行うことにより設計変更等ができる。なお、詳しい手続きの流れについてはP12～13のフローによるものとする。

(1) 契約書第18条（条件変更等）に該当する場合

【第18条第1項】

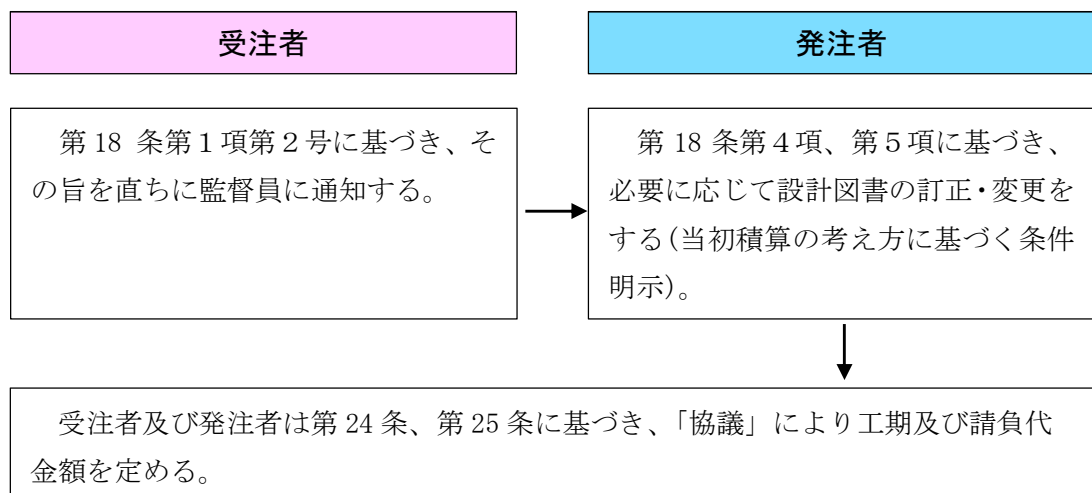
受注者は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督員に通知し、その確認を請求しなければならない。

- 一 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く）。
- 二 設計図書に誤謬又は脱漏があること。
- 三 設計図書の表示が明確でないこと。
- 四 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。
- 五 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。

① 設計図書に誤謬又は脱漏がある場合（契約書第18条第1項第2号）

受注者は、信義則上、設計図書が誤っていると思われる点があった場合、又は設計図書に脱漏を発見した場合、勝手な解釈や判断により施工を続けるのではなく、まず発注者に通知し、確認を請求する。

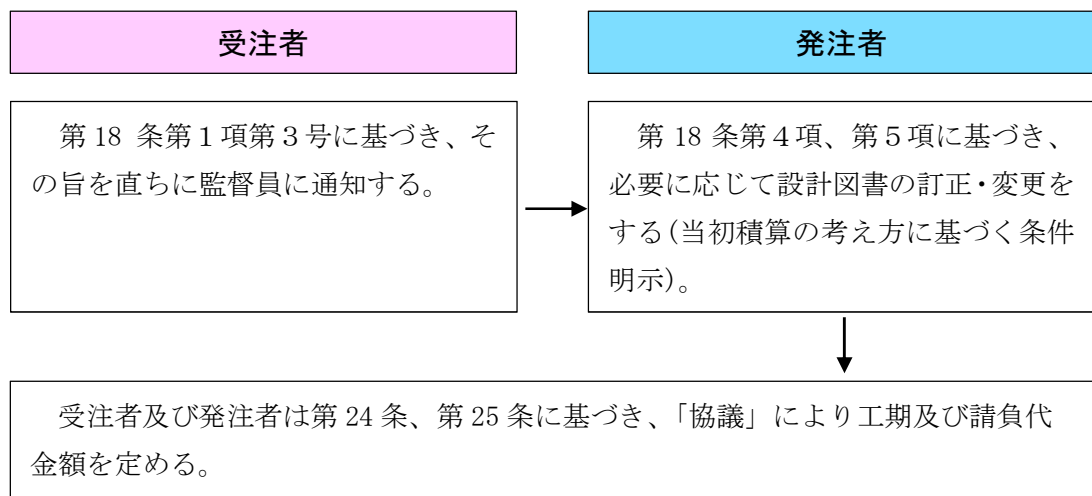
発注者は確認後、結果を通知し、必要に応じて設計図書の訂正又は変更をする。



② 設計図書の表示が明確でない場合（契約書第 18 条第 1 項第 3 号）

「設計図書の表示が明確でない」は、表示が不十分、不正確、不明確のために、実際の工事施工にあたってどのように施工してよいか判断がつかない場合などであり、受注者は勝手な解釈や判断により施工を続けるのではなく、まず発注者に通知し、確認を請求する。

発注者は確認後、結果を通知し、必要に応じて設計図書の訂正又は変更をする。

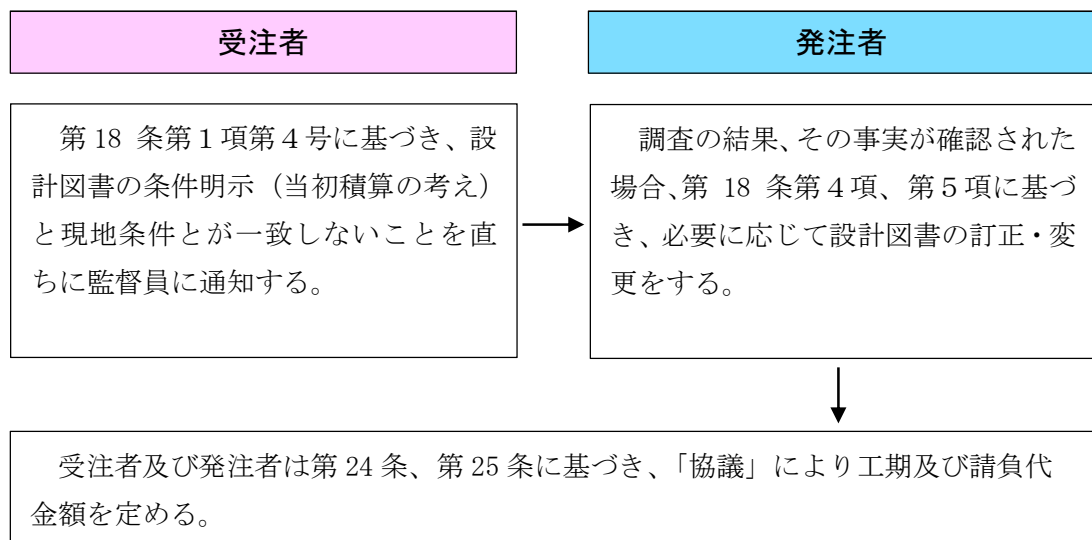


③ 設計図書に示された施工条件と実際の工事現場が一致しない場合

(契約書第 18 条第 1 項第 4 号)

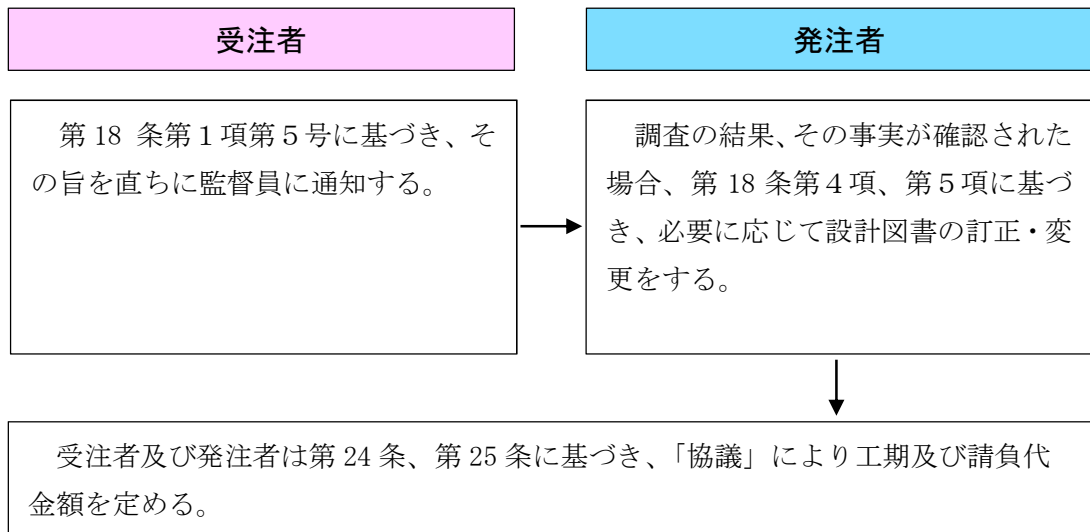
発注者は、工事現場の自然的又は人為的な施工条件について十分な調査を行い、設計図書で施工条件を明示している。

しかし、想定支持地盤と現場が大きく異なる場合や、施工中に石綿含有建材が発見される場合等、設計図書に明示された施工条件と現場状況が一致しないことがある。その場合は、工事目的物の変更を必要とすることがあるので、受注者は発注者に通知し、確認を求める。



④ 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じた場合（契約書第 18 条第 1 項第 5 号）

当初は予期できず設計図書に施工条件として明示されていないが、工事实施の前提となる事項について、契約後の施工中に地中障害物を発見し撤去が必要となる等、予期することのできない特別な状態が生じた場合は、工事目的物の変更を必要とする場合があるので、受注者は発注者に発生事項を通知し、確認を求める。



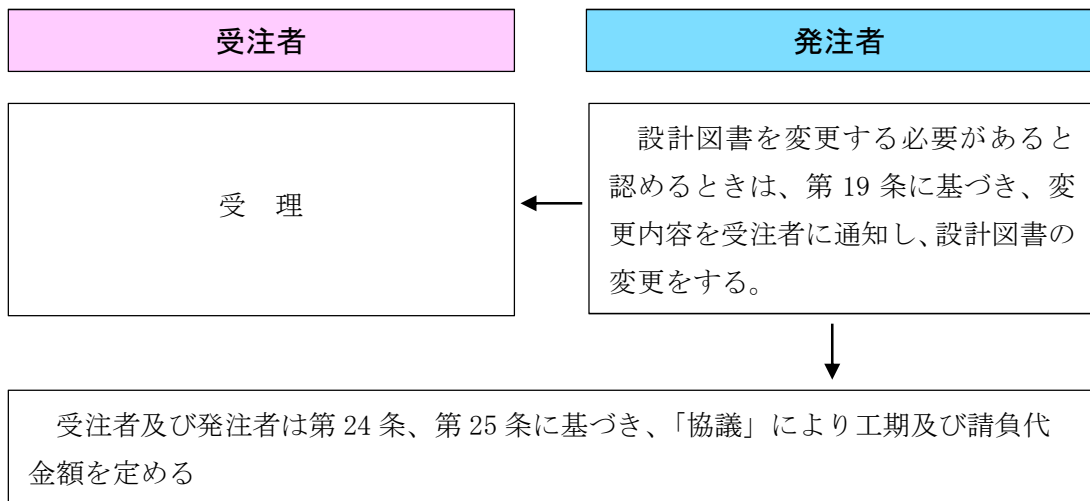
(2) 契約書第 19 条（設計図書の変更）に該当する場合

【第 19 条】

発注者は、必要があると認めるときは、設計図書の変更内容を受注者に通知して、設計図書を変更することができる。（以下、略）

発注者は、住民要望や周辺環境等の与条件を考慮し、工事の目的や工事目的物等について十分に検討したうえで設計・工事発注をしているが、工事着手まで又は施工途中での状況変化により、その意図・判断を変更せざるを得ない事態が生じることがある。

この場合において、発注者は、設計図書を変更する必要があると認める場合、変更内容を受注者に通知し、設計図書の変更をすることができる。



(3) 契約書第 20 条（工事の中止）に該当する場合

【第 20 条】

(略)受注者の責めに帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工することができないと認められるときは、発注者は、工事の中止内容を直ちに受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。

2 発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、工事の中止内容を受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。(以下、略)

※工事一時中止については、「工事一時中止ガイドライン」(P19～)を参照

※ 受注者が、受注者の責めに帰すことができないものにより、工事の中止に伴う増加費用を必要とした時は、発注者がその費用を負担しなければならない。

※ 受注者は、契約書第 20 条に関わらず契約書第 22 条（受注者の請求による工期の延長）にもとづく工期の延長を請求することができる。

また、天災等の不可抗力により、引渡前に工事目的物や仮設物その他に損害が生じたときの手続は、契約書第 30 条（不可抗力による損害）その他も参照すること。

(設計変更の協議にあたって)

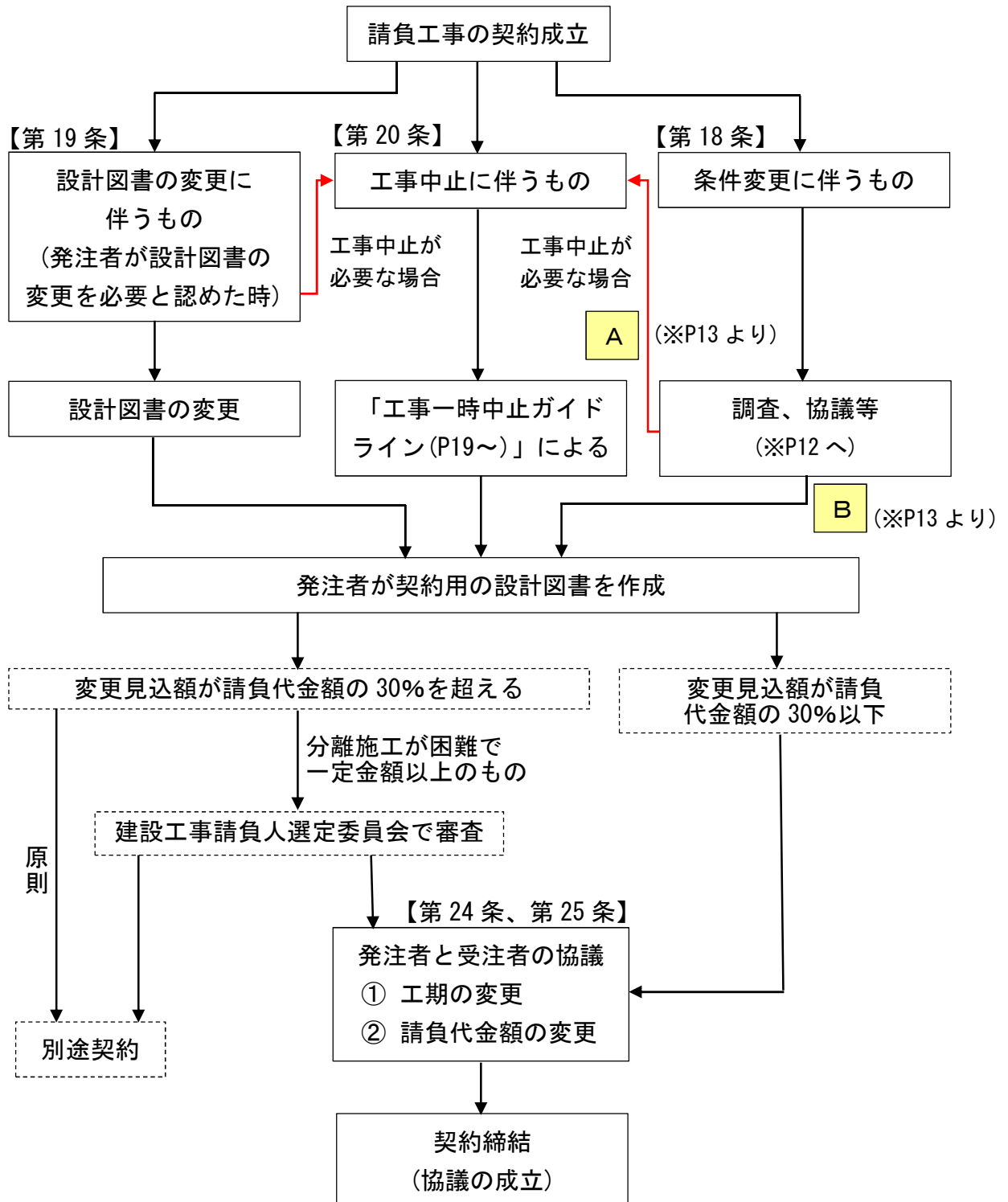
受注者側から設計変更の協議を行う場合は、確認の請求内容について、発注者が安全性、品質、機能性、施工性及び経済性等を検討する必要がある。

受注者が監督員に確認又は工期の延長を請求する際には、協議書に図面、計算書、その他根拠等必要な資料を添付すること。

また、発注者が調査を実施するにあたり、更に詳細な説明又は資料等の提出を求めた際には、受注者は対応すること。

6 設計変更手続き

(1) 設計変更の手続きフロー(全体)



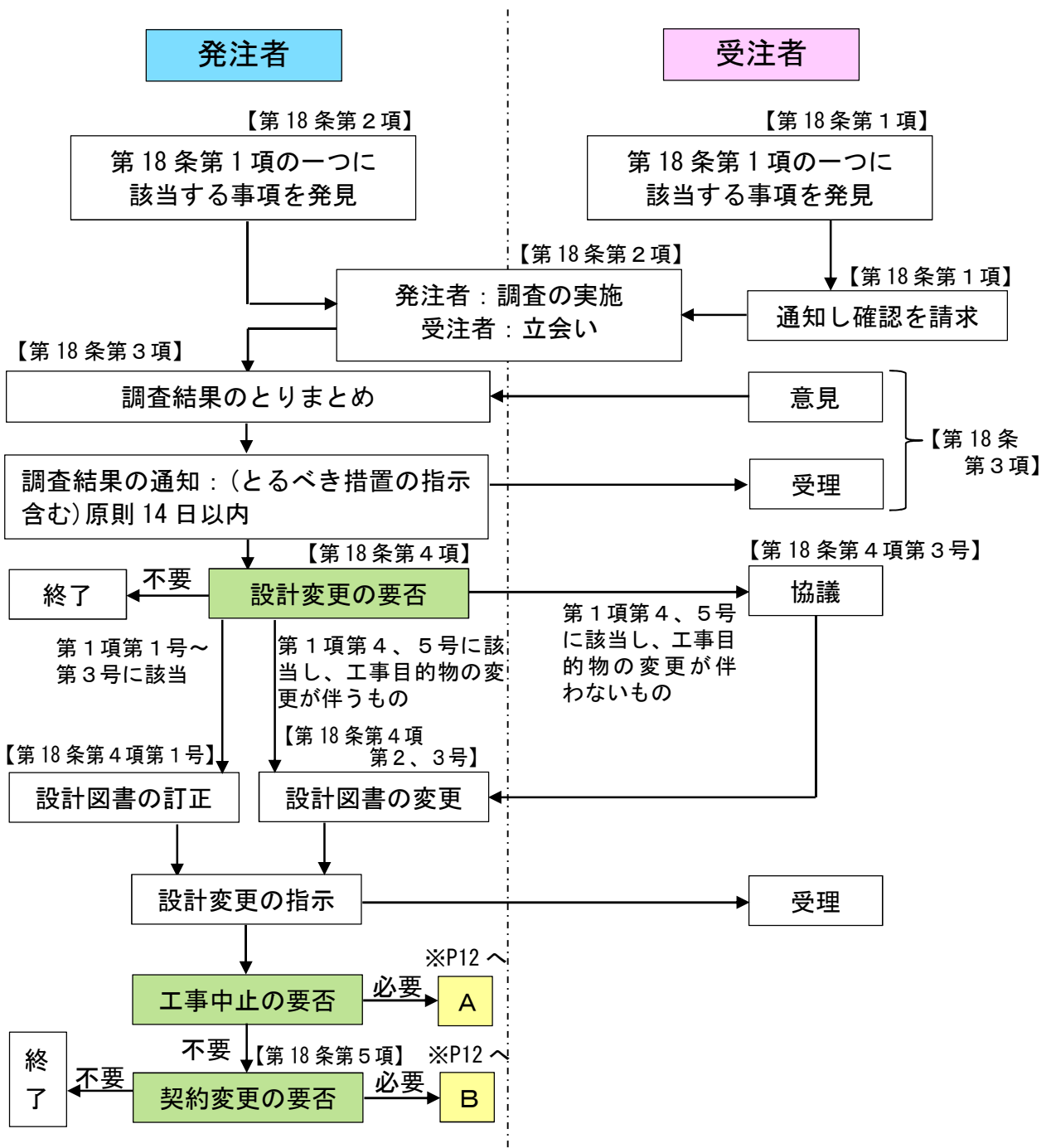
【留意事項】

- 設計変更に伴う契約変更の手続きは、その必要が生じた都度、遅滞なく行うこと。
- 軽微な設計変更にあつては、工期の末日（債務負担行為に基づく工事にあつては各会計年度の末日または工期の末日、部分払いをする場合にあつてはその時）までに行う必要がある。

(2) 設計変更の手続きフロー(契約書第 18 条関係)

第 18 条第 1 項に該当する事実を発見した場合、以下の手続きによる。

- 【第 18 条第 1 項】
- 一 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く）。
 - 二 設計図書に誤謬又は脱漏があること。
 - 三 設計図書の表示が明確でないこと。
 - 四 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。
 - 五 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。



7 関連事項

(1) 仮設・施工方法等の「指定」「任意」について

① 自主施工の原則

仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段については、原則として受注者が定めるものとされている。

【契約書第1条第3項】

仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段（以下「施工方法等」という。）については、この契約書及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める。

② 指定

工事目的物を施工するための施工条件として仮設・施工方法等を発注者が予め決定する必要がある場合に、設計図書に条件として明示した仮設・施工方法等は「指定」という。

③ 任意

工事目的物を施工するための仮設・施工方法等は、「自主施工の原則」により、受注者の責任で実施しなければならない。「指定」以外は、「任意」という。

【指定・任意の考え方】

	指定	任意
設計図書における明示	仮設・施工方法等について具体的に明示	仮設・施工方法等について明示しない(※1)
仮設・施工方法等の変更	変更するには発注者の指示が必要	変更にあたって発注者の指示は必要ない(施工計画書、施工図等の修正は必要)
仮設・施工方法等の変更がある場合の設計変更	設計変更の対象となる	設計変更の対象とならない
設計図書に示された施工条件の変更に伴う設計変更	設計変更の対象となる	設計変更の対象となる

※1 応札者に対する参考として、発注者が積算で想定した仮設・施工方法等を「参考図」として示すことがある。参考図で示した内容は「任意」であり、実際の施工においては、受注者を拘束するものではない。ただし、参考図等で示した内容と施工内容が大幅に異なる場合は協議の対象となる場合がある。

(2) 設計図書の訂正又は変更

契約書で設計図書の訂正または変更は発注者が行うこととしている。

【契約書第 18 条第 4 項】

前項の調査の結果において第 1 項の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、次の各号に掲げるところにより、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。

- 一 第 1 項第 1 号から第 3 号までのいずれかに該当し設計図書を訂正する必要があるもの…発注者が行う。
- 二 第 1 項第 4 号又は第 5 号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴うもの…発注者が行う。
- 三 第 1 項第 4 号又は第 5 号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴わないもの…発注者と受注者とが協議して発注者が行う。

(3) 工事監理業務について

工事監理業務委託は、契約書第 9 条第 2 項に定める監督員の権限を委託したものではないが、監督員の監督業務全般の補助を委託しているものである。

このため、発注者から配置が通知された工事監理業務受注者の管理技術者等（以下、「管理技術者等」という。）は、契約書第 18 条第 2 項の調査を監督員の補助的業務として実施することができ、監督員が管理技術者等の調査内容を精査し、調査結果をとりまとめることになる。

また、管理技術者等は、契約書第 18 条第 1 項に基づく監督員への確認の請求のうち、契約額の変更を伴わないものについての指示、承諾又は協議書の受理ができる。

(4) 数量公開について

本市では、入札に付するすべての建築工事、電気設備工事、機械設備工事又は建築物解体工事について、見積項目参考書として数量を開示している。

ただし、見積項目参考書は、発注者の積算の透明性、客観性及び妥当性を確保し、入札者等の積算及び工事費内訳書作成の効率化を図ることを目的に、公開又は提供するものであり、契約書第 1 条に定める設計図書（図面及び仕様書等）ではなく、参考資料（参考数量）として取り扱うこととしている。

したがって、開示した数量に対する入札時の質問及び回答は、図面、仕様書等に対する質問及び回答とは区別して行うこととし、原則として、設計変更の対象とはならない。

なお、設計図書による設計変更が生じた場合の請負代金額の変更にあたっては、発注者が作成した工事費内訳書を、受注者と協議する根拠資料とする。

8 施工条件明示について

施工条件は、契約条件となるものであることから、設計図書の中で明示するものとする。

なお、明示されていない施工条件、明示事項が不明確な施工条件についても、契約書の関連する条項に基づき発注者・受注者にて協議できるものとする。

明示項目	明示事項
工程関係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 他の工事の開始又は完了の時期により、当該工事の施工時期、全体工期等に影響がある場合は、影響を受ける部分及び内容並びに他の工事の内容及び開始又は完了の時期 2. 施工時期、施工時間及び施工方法が制限される場合は、制限される施工内容、施工時期、施工時間及び施工方法 3. 当該工事の関係機関等との協議に未成立のものがある場合は、制約を受ける内容及びその協議内容並びに成立見込み時期 4. 関係機関、自治体等との協議の結果、特定の条件が付され当該工事の工程に影響がある場合は、影響を受ける部分及び内容 5. 工事着手前に地下埋設物、埋蔵文化財等の事前調査を必要とする場合は、その項目及び調査期間 また、地下埋設物等の移設が予定されている場合は、その移設期間 6. 設計工程上見込んでいる休日日数以外の作業不能日数等
用地関係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 施工のための仮用地等として施工者に、官有地等を使用させる場合は、その場所、範囲、時期、期間、使用条件、復旧方法等
公害関係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 工事に伴う公害防止（騒音、振動、粉塵、排出ガス等防止）のため、施工方法、建設機械又は設備、作業時間等の指定が必要な場合は、その内容 2. 工事の施工に伴って発生する騒音、振動、地盤沈下、地下水の枯渇等が予測される場合又は電波障害等に起因する事業損失が懸念される場合は、事前・事後等調査の区分とその調査時期、未然に防止するために必要な調査方法、範囲等
安全対策関係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 交通安全施設等を指定する場合は、その内容及び期間 2. 鉄道、ガス、電気、電話、水道等の施設と近接する工事において施工方法、作業時間等に制限がある場合は、その内容 3. 落石、雪崩、土砂崩落等に対する防護施設が必要な場合は、その内容 4. 交通誘導員の配置を指定する場合は、その内容 5. 有毒ガス、酸素欠乏等の対策として、換気設備等が必要な場合は、その内容

<p>工事用道路 関係</p>	<p>1. 一般道路を搬入、搬出路として使用する場合 (1) 工事用資機材等の搬入経路、使用期間、使用時間帯等に制限がある場合は、その経路、期間、時間帯等 (2) 搬入、搬出路の使用並びに使用後の処置が必要である場合は、その処置内容</p> <p>2. 仮道路を設置する場合 (1) 仮道路の仕様と設置期間及び工事終了後の処置</p>
<p>仮設備関係</p>	<p>1. 仮土留、仮橋、足場等の仮設物を他の工事に引き渡す場合及び引き継いで使用する場合は、その内容、期間、条件等</p> <p>2. 仮設備の構造、工法及びその施工範囲を指定する場合は、その構造、工法及びその施工範囲</p> <p>3. 仮設備の設計条件を指定する場合は、その内容</p>
<p>建設副産物 関係</p>	<p>1. 建設発生土が発生する場合は、その受入場所及び仮置き場所までの距離等及び処分又は保管条件</p> <p>2. 建設副産物の現場内での再利用又は減量化が必要な場合は、その内容</p> <p>3. 建設副産物及び建設廃棄物が発生する場合は、その処理方法、処理場等の処理条件 なお、再資源化処理施設又は最終処分場を指定する場合は、その受入場所、距離等の処分条件</p>
<p>工事支障物件 等</p>	<p>1. 地上、地下等における占用物件の有無及び占用物件等で工事支障物が存在する場合は、支障物件名、管理者、位置、移設時期、工事方法、防護等</p> <p>2. 地上、地下等の占用物件に係る工事期間と重複して施工する場合は、その工事内容、期間等</p>
<p>排水関係</p>	<p>1. 排水の工法、排水処理の方法及び排水の放流先等を指定する場合は、その工法、処理の方法、放流先、予定される排水量、水質基準及び放流費用</p> <p>2. 水替・流入防止施設が必要な場合は、その内容、期間</p>
<p>薬液注入関係</p>	<p>1. 薬液注入を行う場合は、設計条件、工法区分、材料種類、施工範囲、削孔数量、削孔延長及び注入量、注入圧等</p> <p>2. 周辺環境に与える影響の調査が必要な場合は、その内容</p>

<p>その他</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 工事現場発生品がある場合は、その品名、数量、現場内での再使用の有無、引き渡し場所等 2. 支給材料及び貸与品がある場合は、その品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所、引渡期間等 3. 関係機関、自治体等との近接協議に係る条件及びその内容等 4. 架設工法を指定する場合は、その施工方法及び施工条件 5. 工事用水及び工事用電力等を指定する場合は、その内容 6. 新技術・新工法・特許工法を指定する場合は、その内容 7. 部分使用を行う必要がある場合は、その箇所及び使用時期
------------	--

Ⅱ 工事一時中止ガイドライン

1 工事一時中止ガイドラインの運用

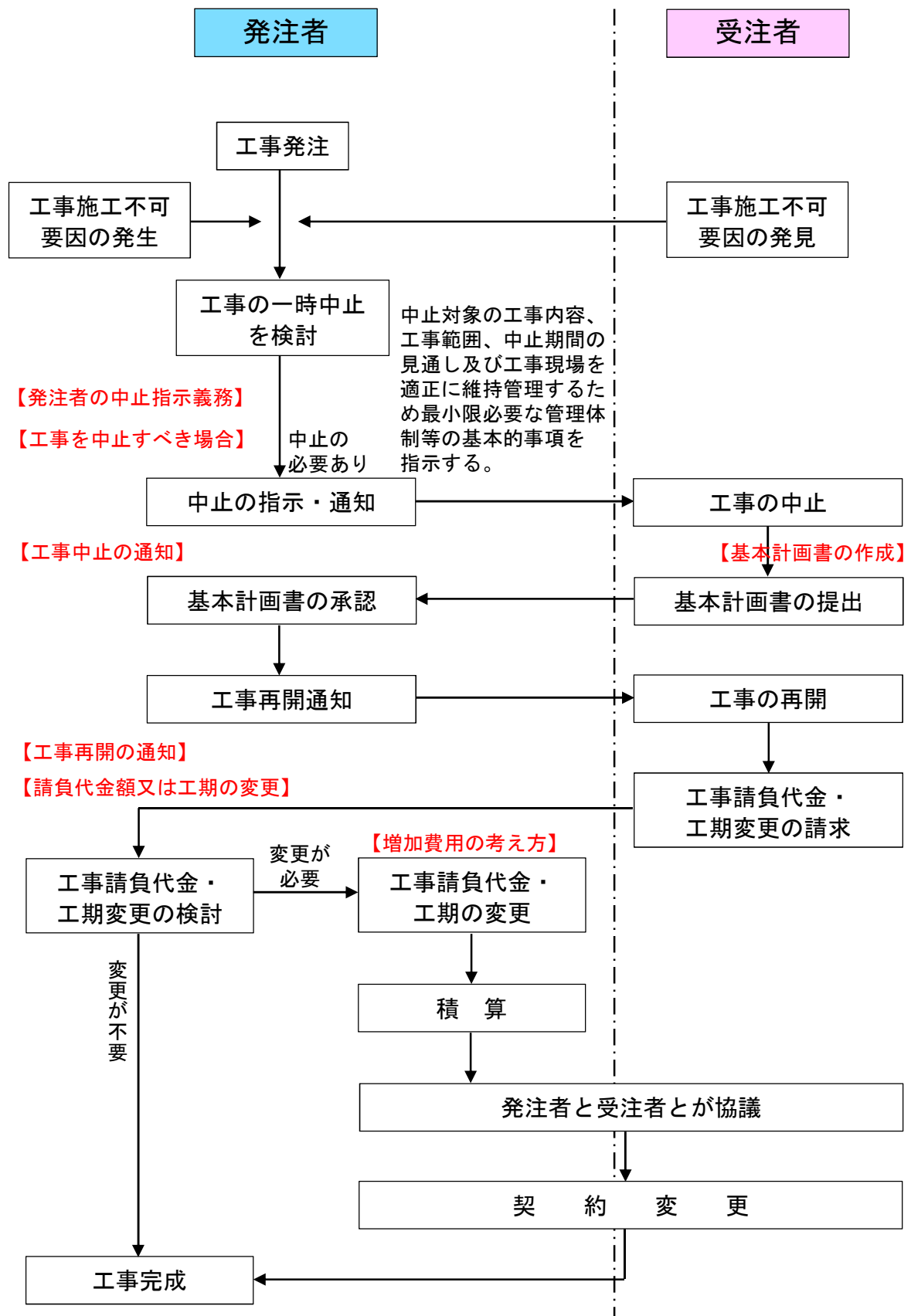
(1) 工事の現状及び課題

一部の建築工事では、当初契約締結時に予測できない人為的事象や天災等の発生に伴う工事現場の状態の変化等により、工事の継続が困難な状況に陥る場合がある。そうした場合、工事現場の維持等に要する費用の適切な計上が必要である。

(2) 工事一時中止について

発注者は、契約書第 20 条の規定に基づき、受注者の責めに帰することができないものにより、工事目的物等に損害が生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、施工できないと認められる工事については、工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。

2 工事の一時中止に係る基本フロー

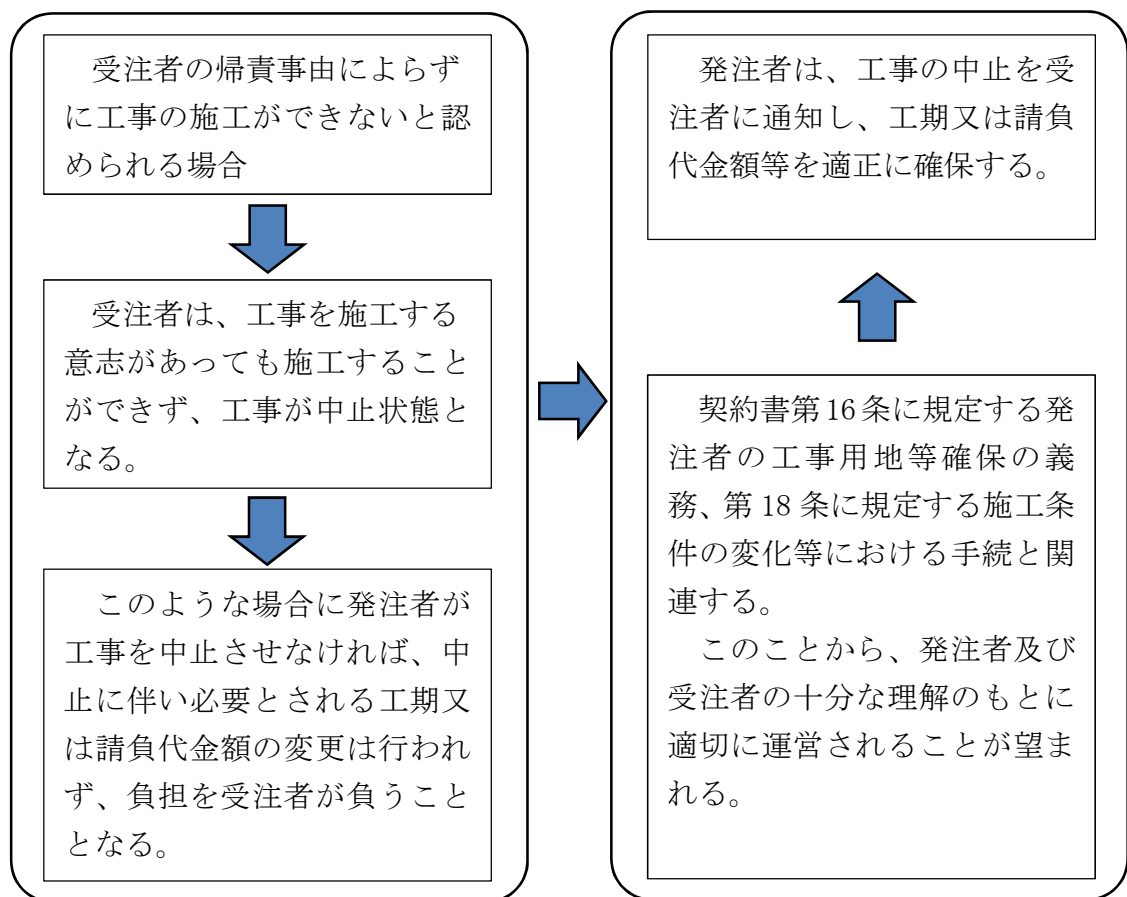


3 発注者の中止指示義務

【契約書第 20 条第 1 項】

(略)受注者の責めに帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工することができないと認められるときは、発注者は、工事の中止内容を直ちに受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。

※以降の一時中止に係る事項については、全部又は一部中止とも同様の考えとする。



注) 工事の一時中止期間における主任技術者及び監理技術者の取り扱いは、以下のとおり。

- ・工事を全面的に一時中止している期間は、専任を要しない期間である。
- ・受注者の責によらない理由により、工事中止又は工事内容の変更が発生し、大幅な工期延期※となった場合は、技術者の途中交代が認められる。【監理技術者制度運用マニュアル：国土交通省】

※**大幅な工期延期**とは、契約書（受注者の催告によらない解除権）第 52 条 2 項を準拠して、「**延期期間が当初工期の 10 分の 5（工期の 10 分の 5 が 6 月を超えるときは、6 月）を超える場合**」を目安とする。

4 工事の中止をすべき場合

受注者の責めに帰すことができない事由により工事を施工できないと認められる場合は、以下のとおり。

(1) 工事用地等の確保ができない等のため、受注者が工事を施工できないと認められるとき【契約書第 20 条第 1 項】

(2) 暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象であって受注者の責めに帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため受注者が工事を施工できないと認められるとき【契約書第 20 条第 1 項】

※「工事を施工できないと認められる場合」とは、客観的に認められる場合を意味し、発注者又は受注者の主観的判断によって決まるものではない。

※ 上記の 2 つの規定以外にも、発注者が必要があると認めるときは、工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。【第 20 条第 2 項】

5 中止の指示・通知

発注者は、工事を中止するにあたっては、中止対象となる工事の内容、工事範囲、中止期間の見通し等の中止内容を受注者に通知しなければならない。

【契約書第 20 条第 1 項、第 2 項参照】

(1) 発注者の中止権および発注者との協議

- ① 発注者が「必要があると認める」ときは、任意に工事を中止させることができる。
※必要があると認めるか否か、中止すべき工事の範囲、中止期間については、発注者が判断する。
- ② 発注者が工事を中止させることができるのは、工事の完成前に限られる。
- ③ 受注者は、受注者の責めに帰すことができない工事施工不可要因を発見した場合は、工事の中止について発注者と協議することができる。

(2) 工事の中止期間

- ① 受注者は、中止期間が満了したときは、工事を再開することとなるが、通常、中止の通知時点では中止期間が確定的でないことが多い。このような場合、発注者は、工事中止の原因となっている事案の解決にどのくらい時間を要するか計画を立て、工事を再開できる時期を通知する必要がある。
- ② 発注者は、一時中止している工事について、施工可能と認められたときに工事の再開を指示しなければならない。
- ③ これらのことから、中止期間は、一時中止を指示したときから一時中止の事象が終了し、受注者が工事現場に入り作業を開始できると認められる状態になった時までとなる。

※工事現場を適正に維持管理するために、最小限必要な管理体制等の基本事項を指示することとする。

6 基本計画書の作成

(1) 基本計画書作成指示

工事期間における工事現場の管理は、受注者が行うことになっており、発注者は、工事を中止する場合において、受注者に中止期間中の工事現場の管理に関する計画（以下「基本計画書」という。）の作成を指示する。

- ① 受注者は、工事期間中の工事現場を善良な管理者の注意をもって管理する。
※「善良な管理者の注意」とは、「職業や専門家としての能力、社会的地位などから、通常期待される注意義務のこと」をいう。
- ② 受注者は、基本計画書で管理責任を明らかにする。
- ③ 実際に工事着手する前の事前調査や施工計画書の作成中であっても、現場の管理は必要であることから、基本計画書の提出を受け、承諾を行うこととする。

(2) 基本計画書の記載内容

- ① 基本計画書作成の目的
- ② 中止時点における工事の出来形、職員の体制、労働者数、搬入材料及び建設機械器具等の確認に関すること
- ③ 中止に伴う受注者側の工事現場の体制の縮小と再開に関すること
- ④ 工事現場の維持及び管理に関する基本的事項
- ⑤ 工事再開に向けた方策
- ⑥ 工事一時中止に伴う増加費用（工事一時中止の指示時点で想定している中止期間の概算額を記入する。一部が一時中止の場合は、概算金額の記入を省略できる。）及び算定根拠
- ⑦ 基本計画書に変更が生じた場合の手続き

7 請負代金額又は工期の変更、増加費用の負担

【契約書第 20 条第 3 項】

発注者は、(略)工事の施工を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、(略)一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な経費を負担しなければならない。

■「必要があると認められるとき」とは、客観的に認められる場合を意味する。

■中止がごく短期間である場合や中止が部分的で全体工事の施工に影響がない等例外的な場合を除き、請負代金額及び工期の変更を行う。

(1) 請負代金額の変更

一時中止に伴い設計図書の変更を行った場合の材料、直接労務費及び直接経費の係る費用は、該当する工種に追加計上し、設計変更により処理する。

(2) 増加費用の負担

① 増加費用

暴風雨の場合など契約の基礎条件の事情変更により生じた増加費は発注者が負担する。

② 損害の負担

発注者に過失がある場合や事情変更により生じた損害については発注者が負担する。

※増加費用と損害は区別しないものとする。

(3) 工期の変更

① 工期の変更期間は、原則、工事を中止した期間が妥当である。

② 地震、災害等の場合は、後片付け期間や復興期間に長期を要する場合もある。

このことから、後片付け期間や復興に要した期間を含めて工期延期することも可能である。

8 増加費用の考え方

(1) 本工事施工中に中止した場合

① 増加費用の範囲

増加費用は、発注者が工事の一時中止（一部一時中止により工期延期となった場合を含む）を指示し、それに伴う増加費用について受注者から請求があった場合に適用する。

増加費用として積算する範囲は、工事現場の維持に要する費用、工事体制の縮小に要する費用、工事の再開準備に要する費用及び受注者の本支店における必要な費用とする。

【工事現場の維持に要する費用】

中止期間中に工事現場を維持し、又は工事の続行に備えて機械器具、労務者又は技術職員を保持するために必要とされる費用等

（工事を中止したために必要となる材料、設備機器等の倉庫保管料及び入出庫手数料を含む）

【工事体制の縮小に要する費用】

中止時点における工事体制から中止した工事現場の維持体制にまで体制を縮小するため、不要となった機械器具、労務者、技術職員の配置転換に要する費用等

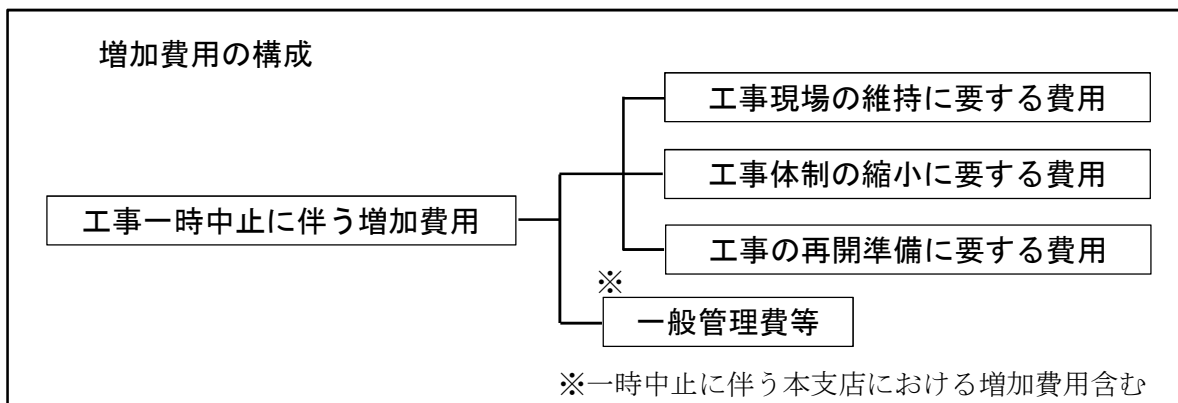
【工事の再開準備に要する費用】

工事の再開予告後、工事を再開できる体制にするため、工事現場に再投入される機械器具、労務者、技術職員の転入に要する費用等

② 増加費用の算定

増加費用の算定は、受注者が基本計画書に従って実施した結果、必要とされた工事現場の維持等の費用の明細書に基づき、費用の必要性・数量など発注者と受注者で協議して行う。

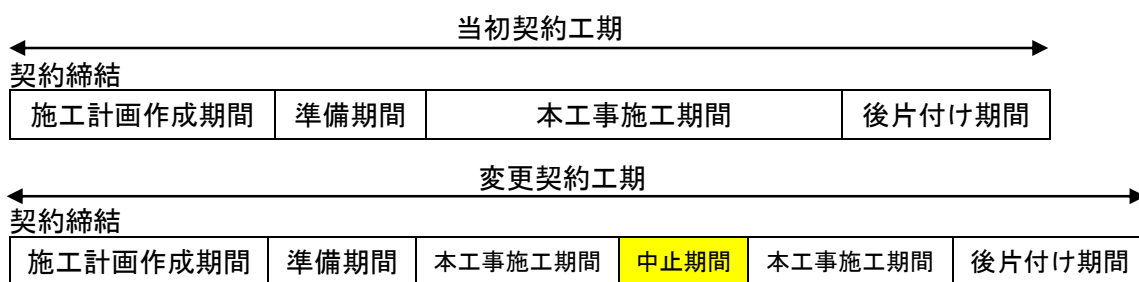
増加費用の各構成費目は、原則として、中止期間中に要した費目の内容について積算する。



③ 増加費用の積算

増加費用は、原則、工事目的物又は仮設に係る工事の施工着手後を対象に受注者から増加費用に係る見積を求め、発注者と受注者とが協議を行い算定する（見積を求める場合、中止期間全体にかかる見積（例えば中止期間4ヶ月の場合、4ヶ月分の見積）とする。）。

請負代金額の変更は、施工着手後を原則とし、施工着手前の増加費用に関する発注者と受注者間のトラブルを回避するため、契約図書に適切な条件（関係機関との協議状況など、工事着手に関する条件）を明示するとともに、施工計画打合せ時に、現場事務所の設置時期などを確認し、十分な調整のうえ行う。

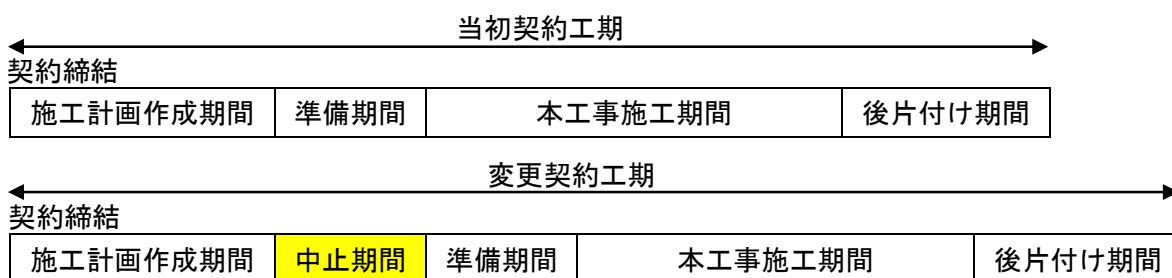


(2) 契約後準備着手前に中止した場合

契約後準備着手前とは、契約締結後で、現場事務所及び工事看板が未設置、材料等が未手配の状態、測量等の準備に着手するまでの期間をいう。

発注者は、上記の期間中に、準備又は本工事の施工に着手することが不可能と判断した場合は、工事の一時中止を受注者に通知する。

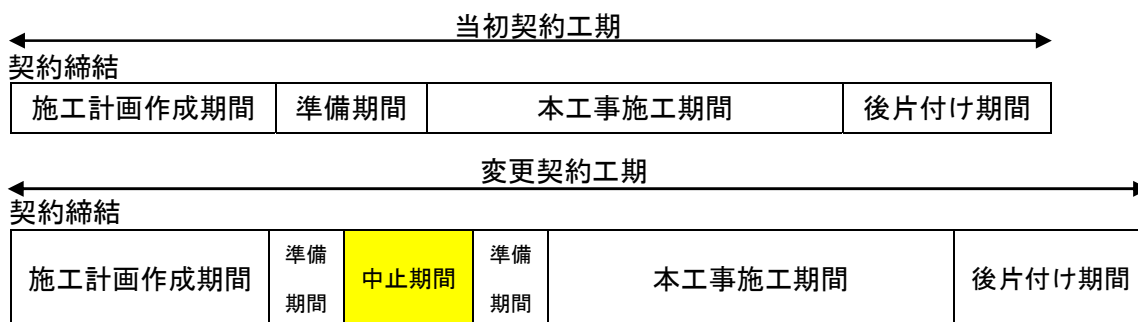
この場合において、一時中止に伴う増加費用は計上しない。



(3) 準備期間に中止した場合

準備期間とは、契約締結後で、現場事務所を設置し、測量等の本工事施工前の期間をいう。

発注者は、上記の期間中に、本工事の施工に着手することが不可能と判断した場合は、工事の一時中止を受注者に通知する。



増加費用について

- 増加費用の適用は、受注者から請求があった場合に適用する。
- 増加費用は、現場事務所の維持費、土地の借地料及び現場管理費（監理技術者もしくは主任技術者、現場代理人等の現場従業員手当）等が想定される。
- 増加費用の算定は、受注者が「基本計画書」に基づき実施した結果、必要とされた工事現場の維持等の費用の「明細書」に基づき、費用の必要性・数量など発注者と受注者とが協議して決定する。（積算は受注者から見積りを求めて行う。）

9 増加費用の内訳書及び事務処理上の扱い

(1) 増加費用の内訳書における取扱い

増加分の費用は、中止した工事の内訳書の中に「工事の一時中止に伴う増加費用」として原契約の工事費とは別計上とする。

(2) 増加費用の事務処理上の取扱い

増加費用は、原契約と同一の予算費目をもって、設計変更の例にならい変更契約するものとする。

増加費用は、受注者の請求があった場合に負担する。

増加費用の積算は、工事再開後速やかに発注者と受注者とが協議して行う。